

飯塚市鳥獣被害防止資材購入事業費補助金 Q&A

令和 6 年 4 月 1 日

【補助金の対象について】

Q1：本補助金の交付対象者は？

A1：補助金の交付の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方となります。

- (1) 飯塚市に居住していること
- (2) 飯塚市内で農産物を生産している農家であること
- (3) 市税に滞納がないこと

Q2：市税の納税状況はどのようにして確認するのですか？

A2：補助金の交付申請の際に「市税の納税状況確認同意書」を提出していただいた後、市が市税の納税状況を確認します。

交付申請者に市税の滞納がある場合は、補助金の交付決定は認められませんのでご注意ください。

Q3：飯塚市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）の別表に記載している「農産物を生産している者」とは？

A3：農業を仕事とし、穀物や野菜などの農作物を作り、市場や農業協同組合、個人へ出荷し、収入を得ている農家の方です。申請時には、前年分収支内訳書（農業所得用）の写しや営農計画書等の農家であることが証明できる書類の提出が必要です。

Q4：要綱の別表に記載している農地とは？

A4：農地法第 2 条第 1 項に規定されている「耕作の目的に供される土地」をいいます。耕作というのは、土地に労働及び資本を投じ、いわゆる肥培管理を行って作物を栽培することです。

Q5：家庭菜園は対象となりますか？

A5：宅地の一部を耕作している家庭菜園は、耕作されていても農地ではありませんので対象となりません。

Q6：電気柵、ワイヤーメッシュ柵以外の侵入防止柵で対象になるものは？

A6：金網柵、防護ネット、トタン柵等の有害鳥獣の侵入を防止するために有効であると認められるものが対象となります。

Q7：過去に国等の補助事業等で設置した侵入防止柵の更新・修繕は補助対象に含まれますか？

A7：新たに設置する侵入防止柵等の資材購入費が補助対象となりますので、過去に国等の補助事業等で設置した侵入防止柵の更新・修繕にかかる経費は対象となりません。ただし、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱」等で定める処分制限期限を経過している場合は事前に市までご相談ください。

Q8：既に購入した資材は補助対象となりますか？

A8：市からの交付決定通知以前に購入・設置した資材は補助対象となりませんので、必ず購入する前にご相談ください。

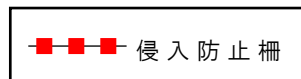
Q9：2戸以上で申請する場合も対象となりますか？

A9：対象となります。ただし、3戸以上の場合は国の鳥獣被害防止総合対策事業（事業費全額補助）の対象となる場合がありますので、事前に市にご相談ください。

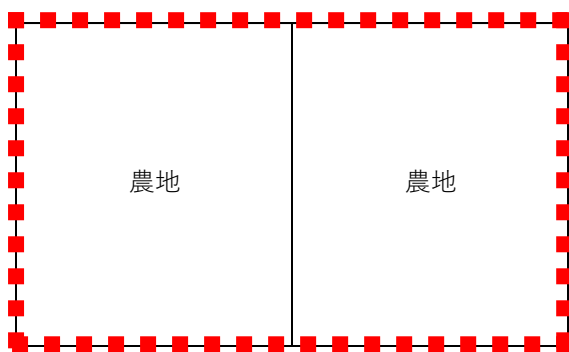
Q10：設置場所の全面（四方）を囲む必要がありますか？

A10：有害鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図るため、農地の全面（四方）を侵入防止柵で囲んでいただくことが補助対象の条件となります。ただし、河川や崖、住宅の壁等で有害鳥獣が侵入できないと認められる場合は、その箇所に侵入防止柵を設置しなくとも補助の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。（下図参照）

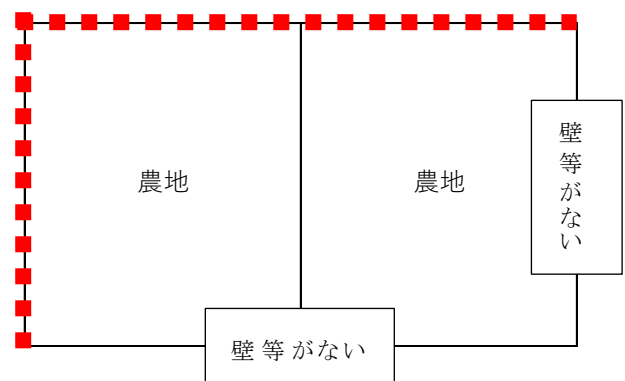
< 侵入防止柵の囲い方（例） >



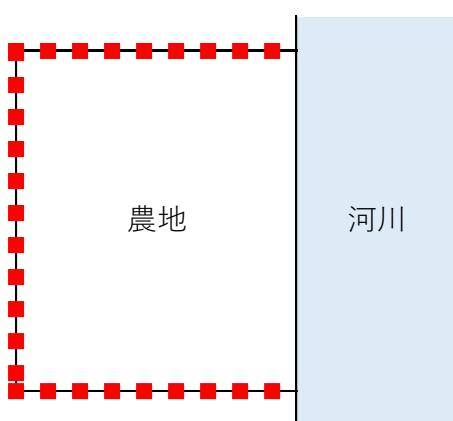
○補助対象となる場合



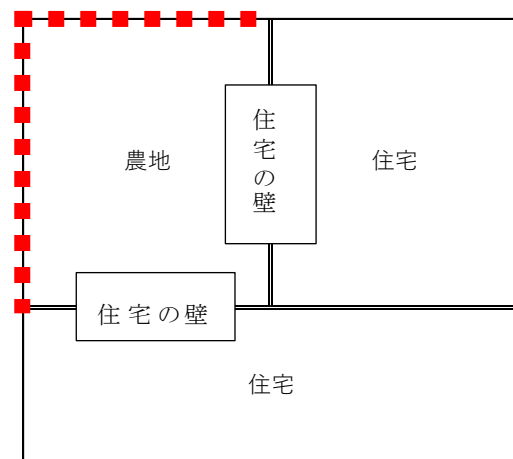
×補助対象外となる場合



○補助対象となる場合



○補助対象となる場合



Q11：2戸以上で申請を行う場合、それぞれの対象地は隣接している必要がありますか？

A11：必ずしもそれぞれの対象地が隣接している必要はありません。

【補助の申請等について】

Q12：補助金の金額はどのように積算されますか？

A12：資材の購入費（消費税を除く。また工具、施工費及び送料は対象外）に対する補助割合は以下のとおりです。

- ・申請者が1戸の場合：購入費の1/2以内（上限額15万円／件・年）
 - ・申請者が2戸以上の場合：購入費の2/3以内（上限額30万円／件・年）
- 上記に基づき積算した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額が補助金額になります。

Q13：申請した内容を変更することはできますか？

A13：申請の内容（補助対象、補助金額、設置場所等）を変更しようとするときは、「飯塚市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金変更等承認申請書」を市に提出し、その承認を受けなければなりません。したがって、資材の購入・設置は、変更等承認通知を受けた後に行ってください。

Q14：補助金の支払時期はいつですか？

A14：事業完了後、交付決定者から実績報告書の提出がなされた後、書類審査及び現地調査を行ったうえで、指定口座へ振り込みます。

Q15：補助事業の完了前に補助金の交付を請求することはできますか？

A15：市長が特に必要があると認めたものについては、事業の完了前であっても、その補助金の全部又は一部を交付することができます。

Q16：補助金の交付申請は何回もできますか？

A16：同一補助対象者に対して、同一年度内に1回のみ申請となります。また、本補助事業により資材を設置した対象地については、処分制限期限が経過するまで再申請はできません。

Q17：農地を借りて耕作している場合、その農地を対象地として交付申請はできますか？

A17：交付申請の際に、対象地の所有者による委任状の提出が必要になります。

【その他】

Q18：本補助金で設置した侵入防止柵の維持管理及び取り扱いは？

A18：補助事業者は本事業で設置した資材を良好な状態で保持し、適正に管理しなければなりません。また、本事業で設置した資材は、要綱で定める処分制限期限内、市長の承認を受けることなく、補助金の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできません。